

◆藤原京右京九条三・四坊の調査 —第88次

1 はじめに

この調査は、食糧事務所建設にともなう事前調査として、橿原市城殿町で実施した。調査地は、本薬師寺西塔跡南西約400mに位置し、藤原京右京九条三・四坊にあたり、西三坊大路、九条条間路交差点などの遺構の存在が予想された。調査地周辺では、これまでに、本調査区のほぼ真北約130m、本薬師寺寺域西南隅位置における西三坊大路・八条大路交差点の検出（1976年、奈文研調査）をはじめとしていくつかの調査が行われている。これらの調査によって、特に、西三坊大路の路幅などに興味ある知見を得てきたが、一方、条坊側溝の認定に関わる問題なども浮上してきている。

今回の調査地は、こうした条坊道路関係および坊内

の状況を探ることを主な目的として、調査区を南北2区に分けて設定した。調査面積は、両区あわせて650㎡である。

2 土層

調査地の基本的な土層は、上から水田耕土・床土（0.2～0.5m前後）でその下は、部分的に遺物包含層（灰褐土、0.1～0.2m前後）をはさみ、遺構検出面となる。遺構検出面は、南区では茶褐粗砂層上面、北区では粗砂層の上に堆積した茶褐粘質土上面である。粗砂層・粘質土は、旧河川による堆積である。

遺構検出面の標高は、南区東南隅付近が75.03mで、最も高く、北にいくにつれて下がり、北区西北隅付近が、74.50mで最も低く、調査区全体では、約0.5mの差がある。



図21 第88次調査区東半部の状況 中央の溝がSD3761 北から

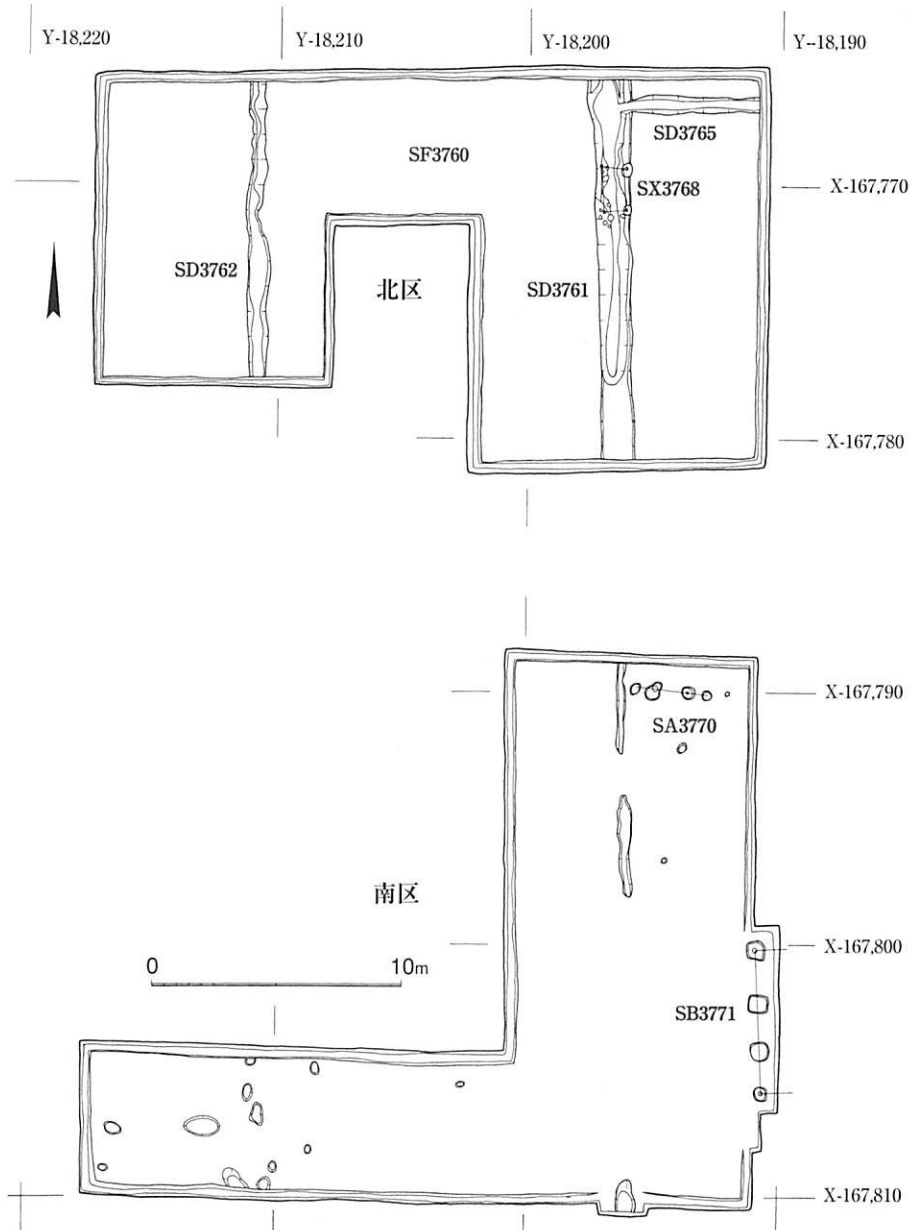


図22 第88次調査遺構図 1:300

3 検出遺構

古代の遺構は、藤原京期の南北方向の道路1条、東西方向の溝1条、掘立柱塀1条、建物1棟で、他に大小の土坑がある(図21・22)。なお、調査区全面にひろがる多数の中・近世以降の耕作溝については記述、図示を略す。**西三坊大路関係** SF3760は、南北方向の道路で、西三坊大路と考えられる。北区では、残りが好く、東西両側溝をともない、道路規模は側溝中心で約14mある。東側溝SD3761は、幅約1.2m、深さ約0.4mある。溝内の堆積層は、底に薄い灰褐層粗砂層(3cm前後)、その上に灰褐砂質土(0.2m前後)がある。南区では、底部の粗砂層がごく浅く断続的に遺存する。堆積層からは藤原京期の土器が少量出土した。今調査区内における東側溝の方位は、座標北に対し、西に振れる。西側溝SD3762は、幅約1.0m、深さは北よりで、0.2mあるが、南ほど残りが悪く、南区

では、まったく残っていない。溝の方位は、SD3761同様、北で西に振れる。溝内にはごく一部の箇所、底部に0.1mほどの青灰砂礫層があるほかは、大部分、暗茶褐粘質土が堆積する。ごく少量の土器片が出土した。

SD3761の北よりには橋SX3768がかかる(図23)。東南をのぞく3箇所に橋脚の柱根が残り、いずれも打ち込み式で、一辺約5~10cmの断面不整形の角材で下端を削って尖らす。残存長90~96cm。橋脚の間隔は、東西0.9m、南北1.8mである。西南の橋脚は、垂直に打ち込まれるが、西北と東北の2箇所の橋脚は内側に傾斜している。東北には小型の柱穴掘形(一辺35~50cm)が重複する。掘形は、橋脚の打ち込みに先立って設けられており、柱痕跡が残る。橋の改修を示すものであろう(図24)。東南には橋脚は残らず、小型の柱穴のみである。橋の周辺には小さく割った板石(榛原石)や、平瓦片をまばらに敷く。

九条条間路関係 北区には、東西溝SD3765があり、幅0.4



図23 橋SX3768 南東から

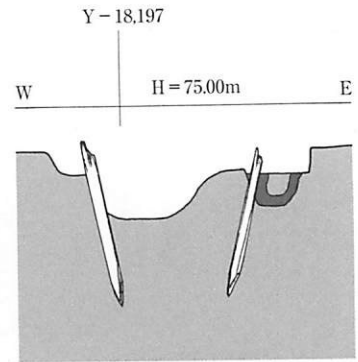


図24 橋SX3768の断面図 北西-北東
1:40

m、深さ0.4mで、西端で西三坊大路東側溝SD3761と接続する。溝埋土は灰茶褐砂質土で、土器小片を含む。この溝は、位置から見て九条条間路の側溝と思われるが、後述するように、南、北のいずれの側溝であるかは、問題がある。なお、SD3765と対称位置の東三坊大路の西側には、対応する東西溝は検出されなかったが、削平の著しい場所であり、存在したとしても、失われたとみられる状況であった。

掘立柱塀・建物 南区において、掘立柱塀、建物を検出した。東西塀SA3770は3間、柱間総長2.9m。柱間隔は中央間が1.3m、両脇が0.8m。柱穴の方位は東で南にやや振れる。建物SB3771は、南北方向の3間分を検出した。柱穴掘形は、一辺が0.6～0.8mで、埋土は、わずかに10cmを残すのみ。削平が著しいことを示している。南端と北端の柱穴に柱痕跡がある。柱間総長5.8m。調査区の東に本体のある建物の西辺と思われる。柱穴は、東側溝とほぼ一致する、北で西に触れる方位を示す。上記の塀、建物の柱穴埋土は、茶褐砂質土であって、遺構検出面や遺跡の基盤をなす層とは土質が異なる。現状での遺構検出面の上に、かつて堆積していた土層のなごりであろう。

4 出土遺物

西三坊大路東側溝東側溝SD3761から出土した藤原京期の土師器・須恵器などの土器類が主なものである。瓦は、ごく少量である。土製品には砲弾形の埴塼がある。**土器** 遺物包含層（灰褐土）や中世以降の耕作溝からは、古代から近・現代にいたる土器類が出土した。藤原京期の土器類には、土師器の皿Cを漆のパレットに使用したものや須恵器の円面硯の破片などがある。遺跡全体が後世に削平を受けたために、西三坊大路東側溝SD3761の遺物も少なく、かつ下層のみの堆積が残ったために比較的古い様相の土器類が出土している（図25）。土師器の器種には杯A（1）・杯B・杯C・杯H・皿A（2）・高杯H・小壺・甕（4～8）・鍋（9）等が、須恵器の器種には、杯A（15～17）・杯B（19）、杯B蓋（11～14）・椀A（18）・細頸瓶・壺等がある。土師器の甕（7・8）

は、あまり見かけない形態で、8は、蛸壺の形態に似るが、火を受けた痕跡をとどめる。この他SD3761からは縄文土器・弥生土器・古墳時代の土師器も少量出土しているが、それらは、藤原京期の地盤をなす旧河川堆積や茶褐粘土から遊離した遺物である。

瓦 本薬師寺所用の軒丸瓦6276Ab 1点のほか、丸瓦6点、280kg、平瓦43点、1,930kgなどが出土している。

5 まとめ

西三坊大路 予想通り西三坊大路SF3760を検出した。東側溝の位置については、調査区のすぐ北の右京八条（1995年奈文研本薬師寺1994-3次調査）や、右京一条（1995年、榎考研調査）などのこれまでの成果と照らし合わせると、同一の触れ（北で西に約25度強振れる）をもって一直線に通り、南北溝SB3761を西三坊大路の東側溝とみなすことに問題はない。いっぽう、西側溝の位置に関しては、東側溝との間隔が一定ではなく、右京八条では、溝心心15.2m（奈文研、1976年調査『藤原概報6』）であるが、右京一条（『奈良県遺跡調査概報1995年度第2分冊』）では、約8.3m、右京二条（1986年、奈文研第45-10次調査『藤原概報17』）では17m、などと場所によって異なる。最近の右京八条・本薬師寺寺域西辺における調査（1995年本薬師寺1994-3次調査<遺構図は『藤原概報26』75頁参照>や、1996年奈文研本薬師寺1995-2次調査）では、8.3mという数値が得られており、西側溝の認定に関して問題のあることが指摘されている（『奈文研年報1997-II』31頁）。今回は、東側溝SD3761と対になる南北溝としてSD3762があって、東側溝との心心距離は約14mという、これまでの調査のいずれとも異なる値が得られた。従前の京内の奇数大路の検出例によると、7～8m前後であるが、これを本調査区にもそのまま適用できるかどうかは、問題である。本調査区の西三坊大路に関しては、本薬師寺寺域に近い場所に位置していることから、一般の条坊道路とは異なる規模を有していた可能性も考えられる。西三坊大路の規模については、なお周辺の調査例の集積を待って検討する必要がある。

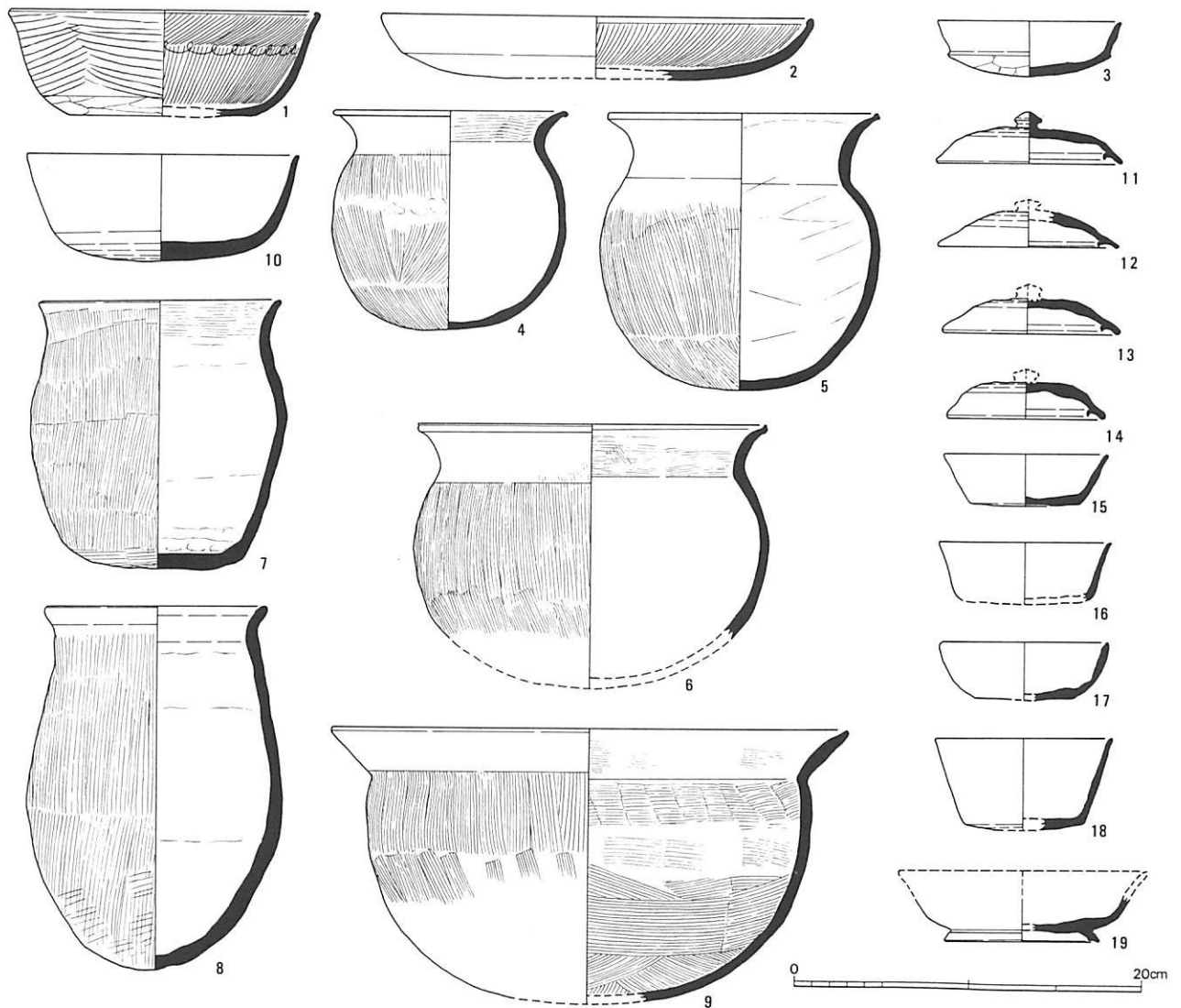


図25 西三坊大路東側溝SD3761出土土器 1:4

九条間路 今回検出した東西溝SD3765が南北いずれの側溝に相当するかによって九条大路の位置が異なってくる。まず、八条大路心からSD3765までの距離は約133mである。九条大路との距離関係によって、判定する方法も考えられるが、残念なことに、近辺では、両側溝をともなった形での九条大路の検出例がなく、八条・九条両大路間の2分の1の距離をもって、条間路の位置を推定する方法は取り難い。また、これまでの事例では、条間路の位置にかんしては、路心を大路間の2分の1にあわせる場合と、条間路の南・北いずれかの側溝にあわせる場合など、多様なあり方が知られつつある。したがって、この数値のみから、SD3765がいずれの側溝に属するかを決めることはますます困難である。

SD3765に対応する側溝が検出されない理由としては、二つの場合が考えられる。一つは、SD3765が南側溝であって、北側溝は北の調査区外にある場合である。もう一つには、本来あったものが、削平によって失われた場合である。後者の場合は、遺構面のレベルなどからみて、SD3765と同様の深さを持った溝であれば、当然検出されてしかるべきであるので、削平されたとすれば、南側溝が極

端に浅かった状況を想定しなければならない。問題の決着は、北隣接地の調査をまたなければならないわけであるが、現状で二つの場合を想定して、今後に備えたい。

第一は、SD3765を北側溝とする場合である。この場合橋SX3768の位置が示唆的である。つまり、これまでの藤原京の調査例では、橋は、通例、道路交点に設けられており、かつ道路心と一致している場合が多い。橋の中心とSD3765の距離を南に折り返すと約7mとなり、これが九条条間路の幅となるが、この値は既知の条間路の規模と大差はない。第二は、SD3765が南側溝の場合である。この場合、この橋は、大路から坊内（宅地内）への出入り口としての機能を果たすことになるが、従来の発掘例では、大路から直接坊（宅地）内へかかる橋の例はほとんど知られておらず、問題は大きい。

また、坊内の施設としては、塀や、建物の一部と思われる柱穴群を検出した。東西塀SA3770は、その位置からみて坊内の地割りなどにかかわる施設かと思われる。特に、建物SB3771は柱穴の規模や、柱間からみて、規模の大きな建物の存在を示唆する。

(千田剛道 土器；巽)